

第 52 号議案

大田区特別出張所設置条例の一部を改正する条例について

町区域として新設される「令和島一丁目」及び「令和島二丁目」を入新井特別出張所の所管区域として加えるため、大田区特別出張所設置条例の一部を改正する。

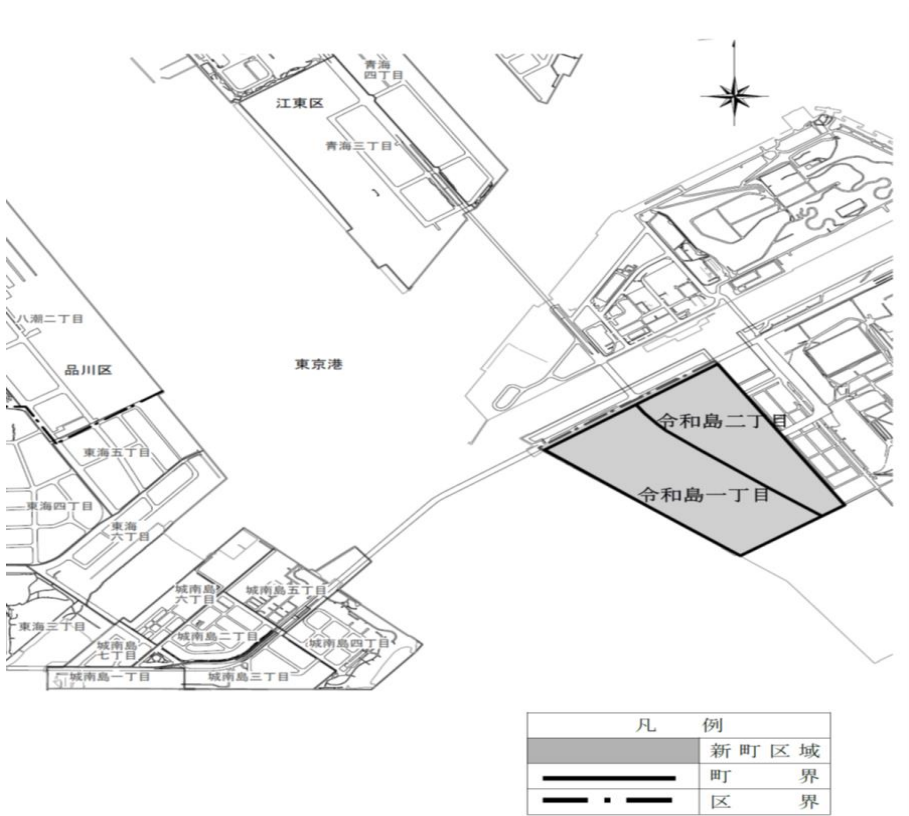
1 改正点

	条例	改正の概要
1	表 大田区入新井特別出張所の項	入新井特別出張所の所管区域として、「令和島一丁目」及び「令和島二丁目」を加える。

2 施行日

新たに加える区域についての地方自治法第260条の規定による処分の効力が生じた日から施行する。

町区域新設図



大田区特別出張所設置条例 新旧対照表

新			旧		
大田区特別出張所設置条例 昭和25年6月27日 条例第5号 大田区に特別出張所を置き、その名称、位置及び所管区域を次のとおりとする。			大田区特別出張所設置条例 昭和25年6月27日 条例第5号 大田区に特別出張所を置き、その名称、位置及び所管区域を次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
(略)			(略)		
大田区入新井特別出張所	大森北一丁目10番14号	大森北一丁目、大森北二丁目、大森北三丁目、大森北四丁目、大森北五丁目、大森北六丁目、大森本町一丁目(9番から11番の全部を除く。)、山王一丁目、山王二丁目、平和島一丁目、平和島二丁目、平和島三丁目、平和島四丁目、平和島五丁目、平和島六丁目、昭和島一丁目、昭和島二丁目、京浜島一丁目、京浜島二丁目、京浜島三丁目、東海一丁目、東海二丁目、東海三丁目、東海四丁目、東海五丁目、東海六丁目、城南島一丁目、城南島二丁目、城南島三丁目、城南島四丁目、城南島五丁目、城南島六丁目、城南島七丁目、 <u>令和島一丁目、令和島二丁目</u>	大田区入新井特別出張所	大森北一丁目10番14号	大森北一丁目、大森北二丁目、大森北三丁目、大森北四丁目、大森北五丁目、大森北六丁目、大森本町一丁目(9番から11番の全部を除く。)、山王一丁目、山王二丁目、平和島一丁目、平和島二丁目、平和島三丁目、平和島四丁目、平和島五丁目、平和島六丁目、昭和島一丁目、昭和島二丁目、京浜島一丁目、京浜島二丁目、京浜島三丁目、東海一丁目、東海二丁目、東海三丁目、東海四丁目、東海五丁目、東海六丁目、城南島一丁目、城南島二丁目、城南島三丁目、城南島四丁目、城南島五丁目、城南島六丁目、城南島七丁目
(略)			(略)		
<p>付 則</p> <p><u>この条例は、この条例により新たに加える区域についての地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の規定による処分の効力が生じた日から施行する。</u></p>					